

【 参 考 资 料 】

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図

るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

静岡市子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、静岡市子ども読書活動推進計画の効果的な実施及び推進に関し広く専門家及び市民の意見を聴くため、静岡市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験がある者
- (2) 小学校の児童の保護者を代表する者
- (3) 中学校の生徒の保護者を代表する者
- (4) 市民
- (5) 小学校又は中学校の校長
- (6) 保育園又はこども園等の園長
- (7) 小学校の司書教諭
- (8) 中学校の司書教諭

3 教育長は、前項第4号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長は、推進会議の会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、中央図書館において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

令和4年度 「静岡市子ども読書活動推進会議」 委員名簿

	区分	役職	所属	氏名	備考
1	学識経験がある者	大学教授	静岡大学 教育学領域	小南 陽亮	会長
2	学識経験がある者	大学教授	静岡福祉大学 子ども学部	向山 守	副会長
3	小学校及び中学校 児童及び生徒の保 護者を代表する者	静岡市PTA連絡 協議会家庭教育 委員長	静岡市PTA連絡 協議会	米持 恵美	
4	小学校及び中学校 児童及び生徒の保 護者を代表する者	静岡市PTA連絡 協議会家庭教育 副委員長	静岡市PTA連絡 協議会	藤波 純子	
5	市民	公募		安間 吉則	
6	市民	公募		小林 摩湖	
7	小学校又は中学校 の校長	静岡市校長会	静岡市立大河内 小中学校	澤本 由美	
8	保育園又はこども 園等の園長	こども園園長	静岡市立東豊田 中央子ども園	望月 明美	
9	小学校の司書教諭	司書教諭	静岡市立 横内小学校	狩野 絹子	
10	中学校の司書教諭	司書教諭	静岡市立 中島中学校	中村 都美	

任期：令和3年7月1日～令和5年6月30日

静岡市子ども読書活動推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、静岡市子ども読書活動推進計画（以下「子ども読書活動推進計画」という。）の効果的な実施、推進について検討するため、静岡市子ども読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は教育委員会事務局教育局次長の職にある者を、副委員長は教育委員会事務局教育局教育センター所長及び中央図書館長の職にある者を、委員には別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する順位によりその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要があると認めるときに招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 子ども読書活動推進計画の効果的な実施及び推進に必要な事項を調査させるため、委員会に部会を設置する。

2 部会は、委員がその所属職員のうちから推薦する者をもって組織する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、中央図書館において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

市民局男女共同参画・人権政策課長
観光交流文化局文化振興課長
市民局生涯学習推進課長
子ども未来局子ども未来課長
子ども未来局幼保支援課長
子ども未来局こども園課長
教育委員会事務局教育局教育総務課長
教育委員会事務局教育局教育施設課長

令和4年度 静岡市子ども読書活動推進委員会委員名簿

	所属（局）	所属（課）	職名	氏名
委員長	教育委員会事務局教育局		次長	中村 陽介
副委員長	教育委員会事務局教育局	教育センター	所長	北川 和彦
副委員長	教育委員会事務局教育局	中央図書館	館長	勝見 幸弘
1	市民局	男女共同参画・ 人権政策課	課長	岡本 恵
2	市民局	生涯学習推進課	参与兼課長	宮城島 清也
3	観光交流文化局	文化振興課	課長	萩原 智美
4	子ども未来局	子ども未来課	課長	阿部 薫夫
5	子ども未来局	幼保支援課	参与兼課長	浅場 浩樹
6	子ども未来局	こども園課	課長	小倉 淳司
7	教育委員会事務局教育局	教育総務課	課長	加藤 貴彦
8	教育委員会事務局教育局	教育施設課	課長	宇佐美 和彦

令和4年度 静岡市子ども読書活動推進委員会作業部会員名簿

	所属（局）	所属（課）	職名	氏名
1	市民局	男女共同参画・ 人権政策課	主事	小島 優太郎
2	市民局	生涯学習推進課	主任主事	渡辺 昌教
3	観光交流文化局	文化振興課	主事	海野 智裕
4	子ども未来局	子ども未来課	主任主事	佐野 千夏
5	子ども未来局	幼保支援課	主任主事	田中 友之
6	子ども未来局	こども園課	富士見台こども園長	前田 範子
7	教育委員会事務局教育局	教育総務課	管理主事	佐藤 敬子
8	教育委員会事務局教育局	教育施設課	主査	吉川 圭子
9	教育委員会事務局教育局	教育センター	学校図書館支援室長	新井 義広
10	教育委員会事務局教育局	教育センター	指導主事	橋本 絵理

事務局

教育委員会事務局教育局	中央図書館	サービス係長	照内 美穂
教育委員会事務局教育局	中央図書館	主任主事	松林 生恵
教育委員会事務局教育局	中央図書館	主任主事	杉浦 明日香
教育委員会事務局教育局	中央図書館	会計年度 任用職員	大橋 直江